

第9回 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議 摘録

1 日 時 平成30年2月23日（金）10時00分～12時00分

2 場 所 京都市教育相談総合センター 会議室

3 出席者 植松・岡田・小山内・小槻・佐藤・柴原・田中・永本・春田
舟木・椋本・村井・村重・室（委員は50音順，敬称略）

4 内容

(1) 開会

(2) 説明・取組報告・協議

- ・ 「京都市いじめの防止等取組指針」の改定について（報告）
- ・ 京都府内の少年非行情勢等について（平成29年）
- ・ 少年非行・問題行動等の防止について
 - ▶ 暴力行為・いじめの状況について
 - ▶ 少年非行・問題行動等の防止について
- ・ いじめ防止等啓発パンフレット（平成30年度配布版）について

(3) 閉会

「京都市いじめの防止等取組指針」の改定について

（事務局から説明）

○ 前回6月に委員の皆様から御意見をいただき，市会や教育委員会等での議論を踏まえ，昨年9月に改定した。国の改定内容も踏まえ，本市指針の改定内容や周知の状況について御説明させていただく。

＜国における検証（課題意識）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」改定の概要＞

- いじめの認知・・・これまでいじめから「けんかは除く」とされていたが，「けんか」や「ふざけあい」についても除外せず，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか判断する。
- 学校のいじめ防止基本方針・・・学校基本方針策定の意義を徹底し，内容を充実し，その実施状況を学校評価の評価項目へ位置付け，PDCAサイクルを促進する。
- 学校のいじめ対策組織及びいじめの情報共有・・・「いじめ対策組織」の役割やあり方を明確化し，教職員がいじめを抱えこまないための取組を徹底する。
- いじめの未然防止・早期発見・・・日々の学校教育活動において，児童生徒が自主的にいじめの問題について考え，議論する活動等の推進。また，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの配置と積極的な周知を促進する。
- いじめへの対処・・・いじめの「解消」の定義を明確化する。なお，定義については，本市の指針改定にも盛り込んでいる。
- 重大事態への対応・・・児童生徒・保護者から申立てがあった場合の対応が明確化され，また，重大事態の調査の進め方について，新たな「ガイドライン」を国が作成した。

＜本市の現状分析・課題＞

- 次のとおり，大きく3点について課題意識をもっている。
 - (1) いじめの積極的な認知が徹底されていない場合がある

(2) 学校の取組が組織的な対応となっていなかったり、初期対応が適切でない場合がある。

(3) 学校いじめの防止等基本方針に基づく取組を充実・徹底する必要がある。

＜「京都市いじめの防止等取組指針」改定の概要＞

- 改定箇所が多岐にわたるため、概要のみ御説明させていただく。
- 「はじめに P 1～2」に係り、本改定に係る趣旨を記載するとともに、全体を3部構成に再整理している。
- 「いじめについて P 3」に係り、いじめに該当するか否かについて、児童生徒の感じる被害性に着目して判断することの必要性を明記している。
- 「京都市教育委員会が実施する施策 P 7～9」に係り、教職員の資質向上の取組について記載を充実し、また、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、「教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた学校運営支援」について項目を追加。チーム学校としての機能向上に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置と活用について記載を充実。学校の基本方針に基づく取組充実に向け、「取組の検証と学校評価」について項目を追加する等の改定をしている。
- 「インターネット等によるいじめへの対応 P 25～26」に係り、スマートフォンやSNS、携帯ゲーム機への対応や、「情報モラル教室」の実施等について記載内容を更新している。
- 「重大事態への対応 P 30～33」に係り、重大事態の疑いが生じた時点での調査開始や、教育委員会への報告・連携、対処方針を共有した迅速な対処について明記している。

＜学校が実施する施策＞

- 改定項目は大きく7項目あり、主に次のようなことを盛り込んでいる。1つ目は「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の徹底と点検・評価・改善」で、学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画である「学校いじめ防止プログラム」を策定し、各校の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価、改善等を行う。
- 2つ目は「児童生徒、保護者等への周知」で、入学時・各年度の開始時には、児童生徒、保護者等に方針やいじめ対策委員会の役割等を説明し、理解と協力を得るよう努める。
- 3つ目は「いじめ対策委員会の役割の明確化と組織的かつ実効的ないじめ問題への対応の徹底」で、「いじめ対策委員会」での情報共有、役割の明確化、構成員等の児童生徒や保護者への周知を徹底する。
- 4つ目は「アンケート結果の共有と活用」で、いじめアンケート等の結果は、いじめ対策委員会等を中心に共有し、いじめの早期発見・適切な初期対応、いじめ問題に関する取組推進に活用する。
- 5つ目は「丁寧な事実確認・聴き取りの徹底」で、いじめの被害・加害双方の子どもに、個別に聴き取りを行い、周囲の児童生徒へも聴き取りやアンケート等を行う。また、事実確認においては、いじめを行うに至った経過や心情なども聴き取る。
- 6つ目は「学校と教育委員会の連携」で、重大事態が発生した場合（おそれがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。
- 最後7つ目は「いじめ解消の定義」についてで、解消の要件を定め、「解消している」状態に至った場合でも、いじめの被害・加害両児童生徒について、見守りを継続する。
- 以上について、1つ目及び2つ目は、次年度からの実施事項、3つ目から7つ目は、今年度から取組を徹底するよう、各校へ依頼している。

- 本指針改定については、校長会、教頭会、生徒指導部長会等、様々な機会を捉えて説明している。
- なお、前回会議で頂いた「先生に対して具体的に指針の内容が広まればよい」という意見を踏まえ、各学校への周知に際しては、概要版の作成や、いじめ事案に対する組織的な流れをフローチャートで示すなど、教員にとって分かりやすい周知に努めている。
- また、前回会議での「いじめ対策組織の具体的見本があればいい」という意見を踏まえ、「年間計画」のモデル例を作成し、年間を通じた取組や会議内容等の議題を例示する等、具体的に示している。
- 加えて、今回の改定で、幼児期の取組の重要性についても盛り込んでおり、私立幼稚園や、市営・民営の保育園の園長会や理事会においても、本改定について説明のうえ、冊子を配布している。また、私立小中高校にも周知しており、中高の校長会で説明をしている。

<学校（中学・高校）の現状について>

【柴原委員】

- 指針は様々な文言や具体的な取組が示されているが、これらが実際に学校現場で取り組まれることで血肉化していくのと思う。
- 高等学校では、いじめの認知件数が全国的にも少ないと聞すが、市立高校の状況はどうか。また中学校の取組状況はどうか。

【事務局】

- 高等学校は全国的にも、いじめの認知件数が低い傾向があるが、市立高校の件数は千人当たりの件数が0.9と大変低い。
- 今年度、研修等の様々な場面でいじめの認知について発信し、積極的な認知について、認識を広げる努力を重ねてきた。その結果、29年度の認知件数は増えてきているが、今後もあらゆる場面で発信していく。
- 昨年末、自殺予防啓発協議会に出席した。高校は、全国的にいじめの件数は少ないが、自殺の件数は多い。いじめに限らず様々な要因があるが、いじめの認知の重要性は今後もあらゆる場面で発信し、見逃しや手遅れのないようにしたい。

【椋本委員】

- 本校では、本改定を次年度からの取組に生かすため、学校基本方針、年間計画及び体制組織について更にしっかりとしたものにするよう見直しをしている。どこの学校でも取組を進めており、校長会としても、教育委員会の支援も得ながら、取り組んでいきたい。

平成29年度京都府内の少年非行情勢等について

（舟木委員からの説明）

- 非行少年の検挙・補導状況は資料に示すとおり、全国的に年々減少しており、例えば平成20年と平成29年を比べると3分の1程度まで減少している。
- 内訳を見ると、中学生以上は全て減少しており、小学生以下が増加しているのが特徴となっており、小さい子供が非行に走る兆候に危惧を覚えている。なお、小学生の犯行は、その多くが万引きや、自転車を盗むといった初発型の非行である。
- 非行少年の再犯については、再犯者の数は減っているが、京都の再犯者率は約40パーセント近くと、全国平均より高い。非行を繰り返す子どもが比較的多い。

- また、非行少年の低年齢化が進んでおり、14歳未満の非行少年の人数が、全体に占める割合は増加している。また、京都は長く全国平均を上回っており、H28からH29にかけて増加率が高くなっている。
- 次に、薬物乱用の現状は、非常に深刻。平成28年は大麻での検挙数が平成22年に統計を取り始めて以来最多となった。平成29年は少し減少したが、全体の薬物乱用総数に占める割合は、依然として高い。
- 特に、高校生の大麻乱用による検挙がここ数年続いており、平成28年は中学生も検挙されている。また全国的に見ても、京都を含め、京阪神エリアでの大麻乱用による検挙数が多く、危機感を持っている。
- SNSを通じた犯罪被害に関し、平成28年に、コミュニティサイト・出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった子どもは全国で1778人と過去最多。とくに裸の写真を送らせるなどの自撮り被害の数が増えている。また、不正アクセス等、SNSを通じて加害者になるケースも多発している。

少年非行・問題行動等の防止について

(事務局より説明)

- 本市の暴力行為の状況は、全国的な傾向と同じく、小学校での増加が目立つ状況。逆に中学校の暴力行為の件数は近年減少傾向であり、平成28年度、小学校の発生件数が、中学校を初めて上回る結果となった。なお、高等学校は、減少傾向にあるが、母数が小さく、傾向として読み取りにくい。
- いじめについては、積極的認知が進み、平成28年度のいじめの認知件数は、全国でも過去最多となっている。京都府は、千人当たりの認知件数が4年連続全国で1番多くなっている。京都市でも認知件数は2,247件で、27年度比で4倍になっており積極的認知が進んでいる。
- こうした状況に対し、本市では、京都府警等と連携し、非行防止教室や学校警察連絡制度による協定の締結、人事交流などを進め、また、事業者と連携したケータイ教室や、市民ボランティアと連携した京都市独自の授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム（スマホ学習）」の開発など、様々な取組を進めている。
- さらに、平成27年度に全市立学校に配置を完了しているスクールカウンセラーについて、今後配置時間数の拡大を進め、またスクールソーシャルワーカーについても、全中学校区への配置を目指し、拡充を推進している。
- また、子どもたちの規範意識の育成に係り、啓発リーフレットの作成・配布や、中学校の生徒会代表が集まる「京都市中学校生徒会議」を実施し、また今年度は、「京都市こども未来会議」として、小学生による「京キッズ会議」を「京都市中学校生徒会議」と合同開催した。

<京都市こども未来会議の開催について>

- 初開催の「京キッズ会議」は、予想を上回る46校の参加の下、自校の取組発表や、それに基づいた意見交流会、代表者による討論会、中学校の代表が集まる中での取組報告等を行った。
- 参加児童、引率教諭から好評を得ており、子どもたちも多くのことを持ち帰り、その後の学校生活に活かしていると聞いている。
- 平成30年度は「いじめ」をテーマに、児童の主体的な活動について情報交流を行う。いじめに対し、傍観者ではなく主体的な立場に立つ子が増えるようにしていきたい。

- 「京都市中学校生徒会議」は73校の参加の下、グループ協議や全体協議等、活発な議論が行われ、その様子がお配りしているクリアファイルの写真である。
- 今年度のテーマは「一生モノの「楽」力を！～まなぶ環境，まなぶ意欲，まなび方，まなび合う関係～」。最初に「あなたが考える楽しく学習できる環境のために必要なこと」について，グループ協議を行い，その時の意見をもとに「人間関係づくり」について2回目の協議会で議論を進めた。
- 多岐にわたる内容について多くの意見が出たが，議長・副議長を中心にまとめ，良い人間関係のために『いい言葉』を大切に，お互いに声をかけ合っていこう」ということが決まった。この決議をもとに，各校において，『いい言葉』に関する取組を進めていくことになった。

<全国いじめ問題子供サミットへの市立小・中の児童生徒の参加について>

- 例年文部科学省が開催している「全国いじめ問題子供サミット」に，今年度北野中，七条中の生徒と，常磐野小，嵯峨小の児童が参加したので報告する。なお，小学生が参加するのは初めてである。
- サミットでは，ポスターセッションで各校の取組紹介がなされたが，福島県の小学校の取組「ありがとうBOX」（友達への感謝の言葉を書き，BOXに入れる。）や，横浜市の中学校の取組「心が温かくなる言葉を昼の放送で紹介」など，本市と同様に「言葉」を大切にしている取組があった。
- 特徴的な取組として，神奈川県小学校の取組「SOSカード」（SOSを伝えたい時，カードにSOSの内容を記入し，信頼できる先生に渡す。）や，富山県の中学校の取組「何か相談したい時に，教師に毎日提出するノートに「相」と書いて提出」などの発表があった。
- グループ協議は2つのテーマについてなされ，1つ目は，「いじめに対して自分たちはどのように対応するか」や，「学校に求めること」について。2つ目は，いじめを訴えやすいアンケートのあり方について，それぞれ意見交換がなされた。
- 参加した児童生徒の感想を見ると，本当に有意義であったことがわかる。今後，「京都市こども未来会議」に還元してくれることを期待している。

（委員からの主な意見）

【植松委員】

- 薬物乱用の問題やネット犯罪について，PTAとしても現状を大変重く受け止めている。警察をはじめ専門家を招いた研修などの取組を進めているが，まだまだ足りない部分があると感じており，継続して取り組んでいきたい。
- 取組指針の「学校いじめの防止等基本方針で定める具体的内容」の「児童生徒が主体的に行う活動や体験活動」の中で，「PTA，地域と連携した体験活動の充実」と記載いただいている。京都市PTA連絡協議会としても，何かできることがないか考えていきたい。

【柴原委員】

- PTAや地域の方々と，子どもたちが語り合う「しゃべり場」の取組を行っている学校もある。こうした取組を通じて得られたものが，各学校の他の取組に生きていかないといけない。さらに，小中学校の児童会・生徒会の連携も重要になる。子どもたち自身の活動は，大きな効果を生む。

【事務局】

- 小中連携は重要で，実際そうした取組も増えており，今後，児童生徒の主体性をいかに高めていく

かが重要。また、「京都市子ども未来会議」で、小学生が「あんな中学生になりたい」という感想があったが、中学生が小学生のモデルになることに非常に大きな意味を感じた。

【小槻委員】

- 小学生の検挙・補導件数が急に増えており、原因について、今後分析が必要ではないか。
- いじめの取組指針については、前回会議の内容も踏まえ、非常に具体化されている。ただ、教員の多忙化が言われる中で、できる限り教員の負担が少なくなるよう、事実確認の際には5W1Hで記入するような確認シートをつくる等、方法を検討されたい。
- 改定された取組指針の内容は、本当に良くできていると思うので、他の地方公共団体にも積極的に発信していければよい。

【田中委員】

- 自分自身がSNSでトラブルになって人に相談したときに、親身になって共感してくれたことにすごく救われた。ネットいじめの問題等、一緒になって考えてあげることが非常に大事だと思う。
- 保護者が落ち着いていないと、子どもがしんどい。大人（親）の世界が子どもに反映する。保護者同士のトラブル等も難しい問題であり、子どもに対する対応だけではなく、保護者が相談できる環境づくりや大人の規範意識についても考えていく必要があるのではと思う。

【室委員】

- 私立学校においても、私学修学支援センターの開設、府警との連携、研修の実施を通して、いじめ問題、薬物問題等を含め、子どもたちを取り巻く問題に対する取組を進めている。
- 京都の高校生のうち約4割は私立の学校に通っている。様々な問題について、またデータを交えた意見交換ができればと考えている。

【小山内委員】

- 法務省では、「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」等の取組を実施しており、いじめ相談の窓口として重要な役割を果たしていると考えている。今後も教育委員会と連携し取組を進めたい。
- インターネット上の名誉棄損、プライバシー侵害、人権侵害の書き込みに対しては、削除要請をすることもできる。拡散する前に相談をしていただければと思う。

いじめ防止等啓発パンフレット（平成30年度配布版）について

（事務局より説明）

- 平成27年度より毎年、いじめの防止啓発用のパンフレットを小1～3用、小4～6年生用、中学生用、高校生用、保護者用と計5種類作成し、各学校園へ配布している。
- 来年度配布に向けて内容の更新を考えており、御意見いただきたい。

（質問・意見等、特になし）

【柴原委員】

- パンフレット掲載のメッセージの修正や内容修正の意見等があれば、別紙資料により事務局までお願いする。